

新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例（平成15年条例第72号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、次に定めるものを除くほか、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で定める用語の例による。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ワンルームマンション等 地階を<u>含む</u>階数が3以上の共同住宅、寮、寄宿舎及び長屋（以下「<u>共同住宅等</u>」<u>という。</u>）であって、次のいずれかに該当するものをいう。 <u>ア ワンルーム形式の住戸を10戸以上有するもの</u> <u>イ ワンルーム形式の住戸の数が総住戸の数の3分の1に相当する数（1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）以上であるもの（地階を含む階数が3の共同住宅等にあつては、総住戸の数が10戸未満のものを除く。）</u></p> <p>(3) 建築 法第2条第13号に規定する建築又は建築物の用途の変更（法第87条第1項において準用する法第6条第1項及び第6条の2第1項の規定による確認<u>並びに法第87条第1項において準用する法第18条第2項及び第4項の規定による計画の通知</u>を必要とする用途の変更に限る。以下同じ。）をいう。</p> <p>(4) 以下 略</p> <p>(標識の設置)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の場合において、当該ワンルームマンション等が<u>新宿区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例</u>（昭和53年新宿区条例第30号。以下「紛争予防条例」という。）の適用を受けることとなるときは、紛争予防条例第5条第1項に規定する標識に規則で定める事項を明示することをもって前項の規定による標識の設置に代えることができる。</p> <p>(建築に関する基準)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 建築主は、ワンルームマンション等の建築に当たり、次に掲げる事項を行うように</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、次に定めるものを除くほか、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で定める用語の例による。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ワンルームマンション等 地階を<u>除く</u>階数が3以上の共同住宅、寮、寄宿舎及び長屋<u>で、ワンルーム形式の住戸を10戸以上有するもの</u>をいう。</p> <p>(3) 建築 法第2条第13号に規定する建築又は建築物の用途の変更（法第87条第1項において準用する法第6条第1項及び第6条の2第1項の規定による確認を必要とする用途の変更に限る。以下同じ。）をいう。</p> <p>(4) 以下 略</p> <p>(標識の設置)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の場合において、当該ワンルームマンション等が<u>新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例</u>（昭和53年新宿区条例第30号。以下「紛争予防条例」という。）の適用を受けることとなるときは、紛争予防条例第5条第1項に規定する標識に規則で定める事項を明示することをもって前項の規定による標識の設置に代えることができる。</p> <p>(建築に関する基準)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 建築主は、ワンルームマンション等の建築に当たり、次に掲げる事項を行うように</p>

<p>努めなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p><u>(5) 再配達（荷受人の不在その他の事由により配達することができなかった物品を再度配達することをいう。）の削減に関し、規則で定めるところにより、必要な措置を講ずること。</u></p> <p>3 略 (管理に関する基準)</p> <p>第11条 所有者等は、ワンルームマンション等の管理に当たり、管理人を定め、<u>郵便受けを設置する措置その他の当該管理人への申入れ、連絡等を円滑に行うことができると区長が認める措置を講ずるとともに</u>、規則で定めるところにより、緊急時の連絡先等の事項を記載した表示板を設置しなければならない。</p> <p>2以下 略</p>	<p>努めなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 略 (管理に関する基準)</p> <p>第11条 所有者等は、ワンルームマンション等の管理に当たり、管理人を定め、規則で定めるところにより、緊急時の連絡先等の事項を記載した表示板を設置しなければならない。</p> <p>2以下 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に標識の設置を開始すべきワンルームマンション等について適用し、同日前に標識の設置を開始すべきこととなるワンルームマンション等については、なお従前の例による。